

育児・健康相談(7月)



☑ 下表の通り ☒▷相談担当者=保健師など ※育児相談は母子健康手帳を持参
 ☒ 育児相談=こども保健課(☎231-1447)、健康相談=成人保健課(☎231-1935)

育…育児相談 健…健康相談

場所	日	曜	内容	
			10:00 ~ 12:00	13:00 ~ 15:00
唐戸保健センター	1	金	育	
豊北保健センター	1	金	育	
六連島漁村センター	8	金	健	
豊田子育て支援センター	12	火	育	
宇賀児童館	13	水	育	10:15~11:00
菊川保健センター	20	水	育	
山陽保健センター	22	金	育	

児童館のイベント

●ひかり童夢(☎229-0980)
 ▽救命救急法講習会Ⅱ 幼児と保護者 ☑7月7日(木)午前11時

▽パステル画教室Ⅱ 幼児と小学生、保護者 ☑7月29日(金)午前10時30分 ☒おしぼり、10円玉

☑20組(先着順)

●ひこまる(☎266-3321)

▽下関短期大学児童研究部による着ぐるみショーⅡ 幼児と保護者、小学生 ☑7月2日(土)午前10時30分 ☒150人 ▽救急法講習会Ⅱ 幼児と小学生の保護者

☑7月13日(水)午前10時30分 ▽七夕飾り作りⅡ 幼児と保護者

☑7月7日(木)午前10時30分

●宇賀児童館(☎776-0001)

▽保健師の育児相談&親子リトミックⅡ 幼児と保護者など ☑7月13日(水)午前10時15分 ▽浮かべて遊ぼうⅡ 幼児と保護者、

小学生など ☑7月16日(土)午前11時 ▽人形劇がやってくるよⅡ 幼児と保護者、小学生など ☑7月23日(土)午前10時30分

児童手当の現況届はお済みですか

児童手当を受けていて現況届を提出していない方は、至急手続きを。手続きをしなければ、手当を受けることができなくなります。平成28年6月分から認定の方は、手続き不要です。

☑こども家庭課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。※公務員は原則、勤務先での手続き

☒こども家庭課(☎231-1928)

小児生活習慣病予防健診の案内

☒小学5年生と中学1年生 ☒7月21日~8月31日 所市内の医療機関(学校で案内) ☒健診内容Ⅱ 問診調査、肥満度測定、血圧測定、血液検査を基に総合判定 料13

00円 ☒健診票(必要事項を記入) 各学校へ。 ☒学校保健給食課(☎249-6361)

母親学級

☒妊娠中の方 ☑7月20日(水)午後1時30分~3時 所新下関保健センター ☒出産のはなし、赤ちゃんのいる生活について ☒保健師、助産師 ☒30人(要予約) ☒母子健康手帳 ☒☒こども保健課(☎231-1447)

両親学級

☒妊娠中(妊娠6カ月以降)の方とその配偶者 ☑7月30日(土)午後1時30分~3時30分 ☒アブニール ☒保健師による講話、妊婦疑似体験、赤ちゃんのお風呂の入れ方 ☒保健師 ☒24組(要予約) ☒母子健康手帳 ☒☒こども保健課(☎231-1447)

ひとり親(母子・父子)家庭等医療費受給者証の更新を

有効期限は7月31日(日)です。引き続き助成を受けるには、更新手続きが必要です。

☒①市民税所得割非課税世帯(年少扶養控除等の廃止前の方法で再計算した所得割が0円となる場合含む)Ⅱ18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している父・母・養育者と児童 ☒②児童扶養手当受給者と同様の所得水準の世帯Ⅱ小学校卒業までの児童のみ ③前記の①②の所得水準を超える方Ⅱ義務教育就学前児のみ ☒7月1日~29日 ☒健康保険証、印鑑、ひとり親家庭を証明する物(児童扶養手当証書、民生委員の証明など)、平成28年1月2日以降転入の方は平成28年度所得課税証明書(転入家族全員分) ☒☒こども家庭課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。 ☒☒こども家庭課(☎231-1928)

障害者相談窓口

地域生活の一般的な相談や障害福祉サービスに関する相談などの窓口を設置しています。
 ☒障害者支援課 (☎227-4199 ☒222-3180)

施設名	住所	連絡先
障害者生活支援センター	貴船町三丁目	☎228-3211 ☒235-3210
こども発達センター	幡生本町	☎233-9850 ☒233-9851
支援センターひえだ	稗田中町	☎251-6161 ☒251-6177
なごみの里相談支援センター	大字蒲生野	☎258-1122 ☒262-2115
ぱれっと	秋根本町二丁目	☎249-6065 ☒249-6075
相談支援事業所フェニックス	大字小野	☎256-5336 ☒256-5025
菊川障害者生活支援センター	菊川町大字下岡枝	☎287-2877 ☒287-1270
支援センター一歩社	豊浦町大字吉永	☎775-4171 ☒775-4172
はまゆう園相談室	豊北町大字滝部	☎782-1966 ☒782-1520

乳幼児医療費受給者証の更新を

有効期限は7月31日(日)です。引き続き助成を受けるには、更新手続きが必要です。



☒☒義務教育就学前児 ☒☒所得制限Ⅱ乳幼児の父母の平成28年度市町村住民税所得割額(税額控除前)の合計が13万6700円以下(年少扶

福祉・医療

7月は「社会を明るくする運動強調月間」

▽オープニングセレモニーⅡ☑7月1日(金)午前10時 ☒☒シーモ

いきいきシルバー100をご利用ください

(※申請書は裏面にあります) 関長寿支援課(☎231-1340)

「いきいきシルバー100」は、70歳以上の方が、サンデン交通バス、ブルーライン交通バス、下関市生活バス、下関市渡船(六連島、蓋井島航路)を1回100円で利用できる助成証です。



関市内在住で平成28年度中に70歳以上になる方(昭和22年4月1日以前に生まれた方) 関利用期間=9月15日~11月3日、11月~平成29年3月までの第3金曜日 申7月1日~8月5日に、裏面を書いて切り取り、持参するか、はがきに貼り付けるかファクスで、長寿支援課(〒750-8521市内南部町1番1号 関231-1948)へ。※昨年度交付を受けた方には、継続して「いきいきシルバー100」を送ります ※申請書は、長寿支援課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所、各サテライトオフィス、公民館(西部、北部、玄洋、長府東、川中、吉母)にも設置。窓口で受け付けもできます。市ホームページからもダウンロード可

①盲導犬、介助犬、聴導犬の種類ごとに、身体障害者手帳の交付を受けている在宅の障害者の方

身体障害者補助犬受給者の募集

関次の全ての項目に該当する方
①盲導犬、介助犬、聴導犬の種類ごとに、身体障害者手帳の交付を受けている在宅の障害者の方

▽関下関玄関前(竹崎町四丁目)▽豊浦町推進大会Ⅱ回7月2日(土)午前10時 関川棚公民館 ▽豊北町推進大会Ⅱ回7月3日(日)午後1時30分 関豊北生涯学習センター▽菊川町推進大会Ⅱ回7月9日(土)午後1時30分 関アブニール 関福祉政策課(☎231-1418)

盲導犬Ⅱ視覚障害者で、その障害の程度が1級かこれに準ずる者のうち、盲導犬が必要と認められる方 ▽介助犬Ⅱ肢体不自由者で、その障害の程度が1級か2級、これに準ずる者のうち、介助犬が必要と認められる方 ▽聴導犬Ⅱ聴覚障害者で、その障害の程度が2級かこれに準ずる者のうち、聴導犬が必要と認められる方 ②山口県に1年以上上居住し、平成28年4月1日現在で満18歳以上の方 ③住居内において補助犬とともに生活し、その飼育が可能な方 ④補

地域福祉推進大会

関7月21日(木)午後1時 関ドリームシップ 関社会福祉事業功労者の表彰、講演など 関福祉政策課(☎231-1418)

介護予防教室 「いきいきふれあい教室」

いつまでもいきいきとした生活が送れるよう、筋力トレーニングや転倒予防体操などをを行います。※1人1教室まで 関市内在住の65歳以上で医師などから運動を制限されていない方 関隔週水曜日の午前10時30分~正午 関豊田生涯学習センター 関20人 申8月10日(水)までに電話で、菊川・豊田地域包括支援センター(☎287-2870)へ。



関障害者支援課(☎231-1917) 関ダウンロード可

助犬との共同訓練か合同訓練が可能の方 ⑤障害者の属する世帯の平成27年の所得税額が36万円以下の方 関1~2人 関審査料、旅費などが生じる場合があります。共同訓練、合同訓練にかかる旅費や経費、補助犬交付後の飼育などにかかる経費 申7月29日(金/必着)に、所定の申込用紙を障害者支援課へ。※申込用紙は障害者支援課で配布。市ホームページからダウンロード可



各総合支所市民生活課

- ▽菊川(☎287-4003)
- ▽豊田(☎766-2180)
- ▽豊浦(☎772-4023)
- ▽豊北(☎782-1922)

介護保険サービスの利用を希望する方は認定申請を

関市内に住所がある、昭和26年8月1日以前に生まれた方で、日常生活に介護が必要なため介護保険のサービスを利用を希望する方 関介護保険被保険者証、本人確認ができる書類 申介護保険課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。 関介護保険課(☎231-3184)

国民健康保険高齢受給者証を更新します

現在の高齢受給者証の有効期限は7月31日(日)です。新しい受給者証は7月中旬に郵送します。 関今回お送りする受給者証の有効期限は、11月30日(水)です(75歳到達により後期高齢者医療制度に移行する方を除く)。詳細は同封の文書で確認を。※一部負担金の割合は、住民税の課税所得によって決定 関保険年金課(☎231-1930)、各総合支所市民生活課

後期高齢者医療の被保険者証を更新します

現在の被保険者証の有効期限は7月31日(日)です。更新手続きが不要な方には、新しい保険証(オレンジ色)を7月下旬までに簡易書留で郵送します。※届いた保険証は8月1日(月)から使用可。旧保険証(みどり色)は、8月1日以降に各自で処分を(返却不要) 関保険年金課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課

国民年金保険料の免除制度と若年者納付猶予制度

7月1日(金)から平成28年度(7月~平成29年6月)の申請を受け付けます。 関経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合、申請により納付が免除・猶予となる制度です。※平成28年度から猶予対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されました ※平成27年度に全額免除か若年者納付猶予の承認を受け、継続審査を希望している方は、申請書の提出を省略できる場合があります ※免除などの承認期間でも希望すれば10年以内であればさかのぼって納付できる追納制度あり 関下関年金事務所(☎238-0071)、市保険年金課(☎231-1931)、各総合支所市民生活課

